

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(月)午後3時00分から午後4時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 渋沢真弘委員、11番 増田利夫委員のご両人をお願い
	します。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	ただし、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の
	制限等に該当する案件がありますので、受付番号455号の審議、
採決に際しましては、川野辺辰美委員に退席を求めることになり	
ます。	
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い	
します。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	説明の前に訂正事項がございます。
	受付番号454号ですが、提出書類に不備があったため、今月の審議
	は保留といたします。従いまして、今月の審議は455号のみとなり
	ますので、よろしく願いいたします。
	改めまして受付番号455号ですが、譲渡人は今後耕作することが
	厳しいことから、譲受人へ売買を行うものです。
	申請農地は、譲受人の自宅から約150mに位置しており、申請事由
	も農業経営の拡張から、本案件については問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
11番	受付番号455号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。

	<p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、川野辺辰美委員の退席をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>456号では、駐車場を設けるものです。</p> <p>譲受人は申請地の道路を挟んだ西側の土地で、長年鉄筋業を営んでいます。数年前から運送用の大型車の駐車・停車スペースが不足していたところ、本申請地を購入することができたため、申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>457号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は市外の県営住宅に居住しておりますが、子どもが大きくなり手狭になったことから住宅建築をすべく土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1km圏内に位置する「第2種農地」と判断しました。</p> <p>458号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は市外のアパートに居住しておりますが、子どもが大きくなり手狭になったことから住宅建築をすべく、実家のある市内で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団</p>

	<p>ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設 工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当 し、許可相当になるものと思われます。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6 番	<p>受付番号 4 5 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 羽生市において鉄筋の加工・組み立て・請負工事に従事してまいり ました。搬入搬出につきましては大型車両が不可欠であり、車両の 出入りが重なる際には、駐車スペースが空くまで、近隣を周遊したり、 近くの道路に停車待機する状況が見られ、近隣住民への迷惑を懸念し ているところがございます。交通安全上も、駐車場の敷地拡張が急務 であり、今回の申請に至りました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
2 番	<p>受付番号 4 5 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内で家族 3 人で暮らしております。子どもの成長とともに 手狭になり、土地・建物の所有もないため、探しておりましたがなか なか見つからずにおりました。近くにはコンビニや大型ショッピング センターもあり、また、子どもも転校せずに学校生活を送れることが とてもうれしいと思っております。また、夫婦ともに実家も近く、 妻の勤め先にも近いので、安心して生活できると思い申請しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
8 番	<p>受付番号 4 5 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが 大きくなり、住居が手狭になったため専用住宅の建設を決めました。 実家が羽生市内にあり、羽生駅周辺の市街化区域近辺で探しましたが 条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つ</p>

	<p>かり申請を行うものです。駅、小学校も近く大変便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号459号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に妻と暮らしておりますが、将来を考え、専用住宅の建設を決めました。親戚が住んでいる、小松近辺の市街化区域近辺で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つけかり申請を行うものです。近隣に商業施設も多く、幹線道路に近接しており車通勤にも大変便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号460号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は接道が確保されており、計画地付近に送電設備があり、土地購入価格が予算の範囲内で、周辺に発電量を妨げる障害物等がないことから選定いたしました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <p>太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。</p> <p>設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号461号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は行田市市内に本社を置き、分譲住宅の建築・販売を行っております。既存集落内に存し、近くに小学校もあるため住宅地として環境良好な好適地であります。近隣にも住宅が新築されており、お客様からも需要が高いです。なお、市街化区域や、市街化調整区域非農地も検討しましたが適地が見つかりませんでした。</p>

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 番	受付番号462号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は行田市内に本社を置き、運送業を主たる業務としております。
	現在従業員駐車場は配送車の待機場所を兼ねており、大変危険な状態です。倉庫増設により、より一層配送車の増加が見込まれることからこの度、新たな従業員駐車場敷地の転用申請を行うものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9 番	受付番号463号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	それではただいまの説明のうち、議案第2号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷4件、駐車場敷2件でございました。
	報告事項3 農地法第5条の規定による届出の取消についてでございますが、これは市街化区域内の農地転用の届出を行ったものの、諸事情から取消を行ったものです。1件でございました。

報告事項4 農地法第3条の規定による許可申請の取下についてで
ございますが、これは農地法許可申請を行ったものの、諸事情から
取下げを行ったものです。1件でございました。
報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてで
ございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る
合意の解約となります。15件ございました。
報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますが
これは県許可のありました10月分でございます。
4条が1件、5条が5件ございました。
報告事項7 生産緑地の斡旋についてでございます。
生産緑地とは、市街化区域の農地にのみ指定されます。市街化区域で
は、固定資産税が農地であっても宅地並みの課税となります。しか
し、農地として30年以上適正に耕作すること等を条件に、固定資産
税等の税金が軽減されるよう指定を受けることができます。この指定
を受けた農地のことを「生産緑地」と言います。今回の報告事項は、
当該生産緑地の所有者が耕作することが難しくなってきた等の諸事情
から、市を経由して農業委員会に買取希望者の斡旋の申出をしたもの
の報告になります。ご覧のとおり、10月から11月にかけてホーム
ページ等で買取希望の斡旋を行いました。買取希望者は無しとなり
ました。報告は、以上です。
続きまして、諸連絡です。
来月の相談会の担当委員は、渋沢真弘委員、増田一幸委員、久保推進
委員となります。日程は1月30日木曜日の午後1時30分となって
おります。なお、当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡を
お願いいたします。
続いて配布資料の確認です。
お手元にある「令和6年度北埼玉地区農業委員会協議会研修会の開催
について」という資料をご覧ください。先月お知らせした研修会の
正式な通知となります。来年2月13日、午後2時から加須市のパス
トラル加須で研修会を予定しています。内容は講演会となっております。
なお、11月に一度参加意向を伺いましたが、今回は正式な
出欠を取らせていただきます。研修会に欠席希望の方は挙手をお願い
いたします。それでは、この人数で出欠報告をしますのでよろしくお願
いいたします。なお、出席の方は、当日は現地集合でよろしくお願
いいたします。
続きまして、お手元の「みんなで農地を守りましょう」という資料を
ご覧ください。今月に入ってから、怪しげな業者が「農地に土を入れて
嵩上げして、きれいにしませんか」という内容で、土地所有者の家に
営業に来ているとの情報がありました。もちろん、これまで議案で
審議したような、適正に手続きを踏んできれいな工事を行う業者も
あります。しかし、過去に不法盛土の農地法違反をしておきながら
未だに活動していると思われる業者も、またいます。役所も含めた

	地域全体で監視の目を強めていくことが、違反防止の第一歩ですので、皆様の情報共有をお願いします。もしも盛土や農地改良などで、怪しい情報があった際はいつでも事務局へ問い合わせや情報提供をお願いします。
	続きまして、お手元の「農業に伴う野焼きについて」という資料をご覧ください。稲わらや籾殻を燃やす際は風向き等に注意し、燃え広がらないように、配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
	そして最後に、皆様に活動記録簿を記入いただいておりますが、一度集計を取りたいので、来月の定例会の際に持参をお願いいたします。
	来月1月の定例農業委員会の日程でございますが、1月24日金曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 12月 25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____